

### 第833回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成24年10月18日（木）午後1時30分から  
場 所：県行政庁舎 16階 教育委員会会議室

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言
- 3 第832回教育委員会会議録の承認について
- 4 第833回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告
  - (1) 宮城県生涯学習審議会「意見書」等について (生涯学習課)
- 6 専決処分報告
  - (1) 教育功績者表彰について (教職員課)
- 7 議 事
  - 第1号議案 県立特別支援学校学則の一部改正について (特別支援教育室)
  - 第2号議案 宮城県立高等学校学則の一部改正について (高校教育課)
  - 第3号議案 県立中学校学則の一部改正について (高校教育課)
  - 第4号議案 宮城県スポーツ推進計画（案）について (スポーツ健康課)
  - 第5号議案 宮城県生涯学習審議会委員の人事について (生涯学習課)
- 8 課長報告等
  - (1) 「県立学校が避難所として利用されることに係る基本的な考え方」について (総務課)
  - (2) 平成24年度公立高等学校「みやぎ学力状況調査」の結果について (高校教育課)
  - (3) 平成25年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について (高校教育課)
  - (4) 「公立学校施設の非構造部材の耐震点検及び耐震対策の実施状況調査」の結果について (施設整備課)
  - (5) みやぎ学校安全基本指針について (スポーツ健康課)
  - (6) 平成24年度学校・幼稚園・保育所等の校庭・園庭における空間放射線線量率の測定結果について (スポーツ健康課)
- 9 資料（配付のみ）
  - (1) 平成25年度宮城県公立高等学校入学者選抜要項について (高校教育課)
  - (2) 第67回国民体育大会の結果について (スポーツ健康課)
- 10 次回教育委員会の開催日程について
- 11 閉会宣言

## 第833回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成24年10月18日(木) 午後1時30分
  - 2 招集場所 教育委員会会議室
  - 3 出席委員 庄子委員長, 佐竹委員, 青木委員, 伊藤委員, 遠藤委員, 高橋教育長
  - 4 説明のため出席した者  
伊東教育次長, 熊野教育次長, 安住学校運営管理監, 大山総務課長, 高橋教育企画室長, 加藤福利課長, 寺島教職員課長, 鈴木義務教育課長, 佐々木特別支援教育室長, 氏家参事兼高校教育課長, 菊田施設整備課長, 松坂スポーツ健康課長, 西村生涯学習課長, 吉田文化財保護課副参事兼課長補佐外
  - 5 開 会 午後1時33分
  - 6 第832回教育委員会会議録の承認について  
委 員 長 (委員全員に諮って) 承認する。
  - 7 第833回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について  
委 員 長 佐竹委員及び伊藤委員を指名する。  
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。
  - 8 秘密会の決定
    - 6 専決処分報告
      - (1) 教育功績者表彰について
    - 7 議事  
第5号議案 宮城県生涯学習審議会委員の人事について  
委 員 長 専決処分報告(1)及び議事の第5号議案については, 非開示情報等が含まれていることから, その審議等については秘密会としてよろしいか。  
(委員全員異議なし)  
この審議等については, 秘密会とする。
- ※ 会議録は別紙のとおり。(秘密会のため非公開)
- 9 教育長報告
    - (1) 宮城県生涯学習審議会「意見書」等について  
(説明者: 教育長)  
宮城県生涯学習審議会「意見書」等について, 御報告申し上げます。  
資料は, 1ページから5ページ及び別冊「審議内容のまとめ」となる。  
資料1ページを御覧願いたい。この意見書等は, 震災後の生涯学習を取り巻く状況について, 宮城県生涯学習審議会における議論を整理した「審議内容のまとめ」を踏まえながら, 生涯学習推進のため行政に求められる内容について取りまとめ, 本年9月19日に同審議会会長から提出されたものである。  
まず, 「3 意見書等の作成経緯」であるが, 平成23年度第1回生涯学習審議会において, 東日本大震災の発生により, 地域コミュニティが失われたり, 社会教育施設の機能が停止したりするなど, 生涯学習を取り巻く環境が変わったことを踏まえ, 復興に向けた生涯学習活動推進の方向性について議論していくことが決定され, その後, 全6回の審議会での協議を経て, 「意見書」及び「審議内容のまとめ」が作成されたものである。

次に、「4 意見書等の概要」の「(1)『意見書』について」であるが、この意見書は、「1 人と人をつなぐ生涯学習」、「2 社会参加の条件としての生涯学習」、「3 復興にむきあう県民の学びのために」の3項目で構成されており、それぞれ具体的な意見が提言されているものである。「(2)『審議内容のまとめ』について」であるが、意見書を作成するに当たり、震災後の生涯学習を取り巻く状況についての議論を整理したものであり、「第1章 震災によって生涯学習環境に生じた状況」では、地域コミュニティの分散・崩壊、社会教育事業の中止や縮小等、生涯学習環境に生じた状況を述べ、「第2章 震災によってあらためて認識されたこと」では、地域コミュニティや人と人との「つながり」が生活の重要な基盤となっていたと再認識されたことなど、「第3章 課題となったこと」では、これら震災により再認識されたことを踏まえ、生涯学習体制や各種施設の役割等について見直していく必要があることを述べている。

この「意見書」及び「審議内容のまとめ」の提出を受け、今後、施策への反映について検討し、生涯学習活動のなお一層の充実を図ってまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

佐 竹 委 員 この意見書については、その審議会における議論をまとめた結論ではなく、今回見えてきた課題をもとに、次期審議会委員の方々に議論を深めていただくための提言と捉えて良いか。それとも、これまで提起された課題等を踏まえた上で、県教委が何らかの対策を講じていくべきとの提言と捉えるべきか。

生涯学習課長 現在の第7次審議会委員による審議内容をまとめたものが別冊「審議内容のまとめ」であり、それらの内容を踏まえた同委員会の意見が、資料4ページから5ページに示している「意見書」となる。次期(第8次)審議会については、本日、委員の人事に関して御審議いただく予定であるが、それにより選定されたメンバーにより、新たなテーマで審議していただくこととなる。

佐 竹 委 員 今回提示された意見については、次期審議会等において、その意見を踏まえた上で、ある程度長期に渡り審議していくものと考えて良いか。

生涯学習課長 今回の意見については、県教委が、それを踏まえた上で、どのように生かすか検討していくものであり、第8次や第9次審議会に対して引き継いでいくものではない。

佐 竹 委 員 そうすると、この意見に関しては、県教委として一つ一つ対処し、第8次以降の審議会から新たな意見をいただいた上で、さらに対処していくこととなるのか。

生涯学習課長 従来の審議会は、生涯学習推進計画や生涯学習の施策について、様々な立場から御審議していただき、諮問事項等に対して答申いただいていた。今回提示した意見書については、東日本大震災の発生を受け、委員の方々が、その震災対応等に係る生涯学習活動や様々な部分から学ぶべき点・課題等が見えてきたことにより、特別の措置として教育長に提出されたものである。

佐 竹 委 員 東日本大震災の対応に関し、学ぶべき視点を持つことはもちろん大切である。今後も、様々な議論を重ねた上で、多くの意見を出していただき、それらも踏まえた上で、県民一人ひとりが充実した生涯学習を受けられるよう努めていただきたい。

## 10 議 事

### 第1号議案 県立特別支援学校学則の一部改正について

(説明者：教育長)

第1号議案について、御説明申し上げます。

資料は、1ページから7ページとなる。

資料2ページを御覧願いたい。今回の改正は、平成25年度の県立特別支援学校高等部入学生徒の募集にあたり、県立特別支援学校学則の収容定員を改正するものである。

具体的には、「2 改正内容」のとおり、県立特別支援学校高等部への入学希望者及び学校施設の受入状況等を踏まえ、資料に記載のとおり13校の収容定員を変更するものである。今回の変更によって、平成

25年度の高等部の収容定員は全体で1,449名となるが、このうち高等部への出願資格を満たす現在中学3年生の入学希望者全員について、いずれかの特別支援学校で受け入れることができるように、高等部第1学年の収容定員を設定している。

なお、改正後の規則は、平成25年4月1日から施行することとしており、その内容は、資料3ページ以降に記載のとおりである。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

( 質 疑 ) (質疑なし)  
委 員 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

## 第2号議案 宮城県立高等学校学則の一部改正について

(説明者：教育長)

第2号議案について、御説明申し上げます。

資料は、8ページから14ページとなる。

資料9ページを御覧願いたい。「1 改正の趣旨」については、平成23年度・平成24年度県立高等学校組織編制計画の実施に伴う学年進行による収容定員の変更、学科の廃止及び寄宿舎の廃止に係る所要の改正をするものである。

「2 改正の概要」であるが、「(1) 全日制課程の収容定員の変更」の平成23年度・平成24年度県立高等学校組織編制計画の関係として、学年進行により、泉高校、柴田高校、石巻北高校の第3学年及び女川高校の第2学年の収容定員の変更を行うものであり、合わせて5学級200人の減となる。また、本年度、生徒の在籍が第3学年だけになっている米谷工業高校の自動車科及び一迫商業高校の会計科については、3年生の卒業とともに廃止するものである。

さらに、「(2)」の米谷工業高校の寄宿舎については、入寮生徒の多数が自動車科の生徒となっていることから、当該学科の廃止に合わせ、同様に廃止するものである。また、収容定員の増減については、資料12ページ以降の新旧対照表に記載のとおりとなる。

なお、改正後の規則は、平成25年4月1日から施行することとしている。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

( 質 疑 )  
青 木 委 員 寄宿舎について、自動車科以外の生徒は入寮していないのか。それ以外の生徒も入寮する可能性があれば、廃止して良いのか疑問がある。  
高 校 教 育 課 長 現在、自動車科の生徒が中心となって入寮しているが、それ以外の学科の生徒も若干名であるが入寮している。平成24年度の入寮状況は、1年生が1名、2年生が1名、3年生が9名となっており、3年生が卒業すると、残る現在1・2年生の2名となる。その2名については、バイク通学や保護者の送迎等で対応できると学校から報告されており、寄宿舎を廃止しても大きな支障はないものと捉えている。  
伊 藤 委 員 現在、宮城県内には自動車関連の企業が進出しており、その産業分野が活性化している。米谷工業高校自動車科は3学年のみとのことであるが、この自動車科を廃止した場合に、自動車整備等を学ぶ場としての受け皿はあるのか。自動車に関する知識を身に付けたい子どもたちも多いのではないかと思いますので、現状において、どのような対応ができるのか伺いたい。  
高 校 教 育 課 長 自動車学科系は、現在、村田高校の総合学科、迫桜高校の総合学科で自動車系の科目を選択できるコースを設定している。宮城県に進出している自動車関連産業の人材育成については、現在、工業自動車関係の工業科に相談しており、現実的には、機械、電気や電子、情報系の学科が考えられるが、そこで自動車関係の様々な系統の学問を学ぶことにより、将来の自動車産業を担う基礎を築けると思う。また、米谷工業高校自動車科の代替の場については、登米地域に新設する産業高校で引き継ぐ、あるいは、その他の地域の学校、例えば、黒川高校への工業科の設置等により、受け皿としての対応はでき

るものと考えている。それらを踏まえ、その廃止については、自動車関連の産業界の展開も視野に入れながら、総合的に判断したものである。

伊藤委員 関連となるが、クラフトマン21事業により、産業界から実務経験のある方が高校に出向いて技術面における指導を行うなど、高校生と一緒に授業を進めていく取組があったと思う。現在、その事業はどのように進められているのか。産業界と学校との連携した取組は、とても良い試みであり、そのような事業が拡充していくことを期待したい。

高校教育課長 クラフトマン21については、現在も継続して取り組んでいる。この事業は、文科省と経産省の支援を受けて始まった事業であるが、現在は、みやぎ発展税を活用しており、本県の経済商工観光部と教育庁が連携を取りながら対応している。この前も事業関係者の会合があり、各事業の実施状況の報告があった。機会があれば、各委員にも御案内していきたい。

委員長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

### 第3号議案 県立中学校学則の一部改正について

(説明者：教育長)

第3号議案について、御説明申し上げます。

資料は、15ページから17ページとなる。

資料17ページの新旧対照表を御覧願いたい。中高一貫教育校として設置している仙台二華中学校及び古川黎明中学校について、本年6月の教育委員会定例会で報告したとおり、募集定員を80名から105名に拡大することに伴い、県立中学校学則の所要の改正を行うものである。

なお、改正後の規則は、平成25年4月1日から施行することとしている。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(質疑) (質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

### 第4号議案 宮城県スポーツ推進計画(案)について

(説明者：教育長)

第4号議案について、御説明申し上げます。

資料は、18ページ及び別冊「宮城県スポーツ推進計画(案)」となる。

この計画については、9月の定例会において、スポーツ推進審議会からの答申として御報告したところであるが、その後、委員からお寄せ頂いた御意見を含めて検討し、今回、その答申を踏まえ、今後10年間を見据えた「宮城県スポーツ推進計画(案)」として、御提案申し上げます。これまでに委員からお寄せいただいた御意見については、アクションプラン等の施策の展開に生かしていくとともに、中長期的課題としても取り組んでまいりたいと考えている。また、この計画案については、本日の定例会で議決をいただいた上で、11月県議会定例会に議案として提出することとしている。

なお、詳細について、スポーツ健康課長から御説明申し上げます。

(説明者：スポーツ課長)

引き続き、第4号議案について、御説明申し上げます。

別冊「宮城県スポーツ推進計画(案)」の表紙裏の目次を御覧願いたい。この目次に記載のとおり、この計画は、5章構成としている。

1ページを御覧願いたい。「第1章 計画の策定にあたって」では、「1 策定の趣旨」、「2 計画の位置づけ」、「3 計画の期間」、「4 スポーツの意義」について記載している。

次に、4ページを御覧願いたい。「第2章 本県スポーツの現状と課題」であるが、「1 本県スポーツを取り巻く社会の現状」として、このページから8ページまでを東日本大震災や人口減少・少子高齢化等の10の観点から整理しているものである。

次に、9ページを御覧願いたい。「2 本県スポーツの現状と課題」については、これまでの取組を整理

するとともに、11ページから25ページにかけて本県スポーツの現状に関するデータを記載している。また、そのような現状から見えてきた課題については、26ページから27ページにまとめており、県民一人ひとりが主体的にスポーツに取り組める環境づくりの必要性を記載している。

次に、28ページを御覧願いたい。「第3章 本県スポーツの理念と基本姿勢」であるが、「スポーツを通して活力と絆のあるみやぎを創ろう」との理念を掲げ、10年後の本県スポーツの「目指す姿」と3つの「キーワード」を掲げている。

次の29ページの「2 基本姿勢」には、「県民が主体となるスポーツの推進」、「連携と協働」、「役割の明確化」、「みやぎの特色を活かす」の4つの姿勢を掲げ、目指す姿の実現に向けて取り組むこととしている。

続いて、30ページの「第4章 施策の展開」として、「施策の柱」と「目標」を掲げ、次の31ページでは、施策の全体体系を分かりやすく示している。

32ページを御覧願いたい。「3 施策の柱と基本方向」であるが、「施策の柱Ⅰ 生涯にわたるスポーツ活動の推進」については、「子どものスポーツ」、「働く世代のスポーツ」、「高齢者のスポーツ」の3つのライフステージに区分し、各世代におけるスポーツに触れる機会の創出に取り組むこととしている。それぞれの具体的な内容は、33ページから41ページに「子どものスポーツ」、42ページから44ページに「働く世代のスポーツ」、45ページから48ページに「高齢者のスポーツ」を記載しており、合わせて9つの基本方向に基づき、具体的な取組を進めていくこととしている。

次に、49ページを御覧願いたい。「施策の柱Ⅱ 競技力向上に向けたスポーツ活動の推進」では、50ページの「国際的なスポーツ大会・国体等で活躍できる人材の育成」等の2つの基本方向に基づき、53ページにかけて、その具体的な取組を記載している。

続いて、54ページを御覧願いたい。「施策の柱Ⅲ スポーツ活動を支えるための環境づくりの充実」では、55ページの「地域のスポーツ環境の充実」や60ページの「指導者等の育成と連携」、72ページの「プロスポーツや企業・大学と地域スポーツの好循環」等の11の基本方向に基づく具体的取組について記載している。

次に、74ページを御覧願いたい。第5章「計画の推進」では、本計画の推進について、5ヶ年のアクションプランの策定や審議会による進行管理を行うこと、さらに、関係機関・関係団体等の役割分担等について記載している。

以上が「宮城県スポーツ推進計画（案）」の概要となる。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

( 質 疑 )

青 木 委 員

全部に目を通しきれていないので、どこかに記載されているかもしれないが、石巻はヨットが盛んである。今回の震災では、北上川の河口付近に係留されていた多くのヨット等が津波で流され、被害を大きくしたと聞いている。個人的には、ヨットハーバーを整備していれば、その被害を少しは抑えられたのではないかと考えており、震災復興に併せて、ヨットハーバーを整備していけないかと考えている。震災前は不法係留されていたヨット等もあったと思うが、それを整備することにより、不法係留防止と観光客誘致も期待できるのではないかと。健康面の推進と趣旨が異なるかもしれないが、その整備を進めることはできないものか。

スポーツ健康課長

本計画の中では、70ページに「施策の柱Ⅲ スポーツ活動を支えるための環境づくりの充実」の「基本方向 10 身近なスポーツ施設の充実」の「目指す姿」を記載しており、「東日本大震災で被害を受けたスポーツ施設の復旧・復興をはかり、身近な場所にスポーツをする場が確保されています。」として、整備を推進していくこととしている。現時点では、県有体育施設の復旧を今年度中に完了させる予定であり、また、並行して各市町村の社会体育施設の復旧にも取り組んでいる状況である。限られた予算の中で、被災した施設の復旧等を進めており、現状では、ヨットハーバー等の整備まで手が回らない状態である。

青木委員 ヨットハーバーの整備を進めることは、この場では筋違いの部分もあると思うが、そのような視点も頭の片隅に置いて進めていただければありがたい。

スポーツ健康課長 県大会等で閑上等にあったヨットハーバーを利用していたが、震災で被災したため、現在は七ヶ浜にあるヨットハーバーで何とか実施している状況である。

青木委員 その大会は、総合体育大会であるのか。

スポーツ健康課長 そのとおりである。

青木委員 松島にもヨットハーバーがあるが、石巻地域には公営ヨットハーバーがないので、是非前向きに検討していただきたい。

遠藤委員 30ページに、「施策の展開」として3つの施策の構造が記載されている。「スポーツ活動を支えるための環境づくりの充実」がベースとなり、その上に「生涯にわたるスポーツ活動の推進」や「競技力向上に向けたスポーツ活動の推進」が図示されているが、そのベースとなる環境づくりについて、障害のある人はどうなるのか。この計画では、特別支援学校の役割に触れている部分もあるが、支えるための環境づくりの視点では、障害者スポーツ指導員の養成講習会、障害者スポーツのボランティア養成等の記述があるだけとなっている。学校卒業後、あるいは、学校在籍中の生涯スポーツ的な裾野を広げる活動も推進すべきであると思う。一般的には、20代までは活動自体が活発であると思うが、30代になると出不精になりがちと思われるので、スポーツに触れる機会の創出にも取り組んでいただきたい。

スポーツ健康課長 障害者に対する環境づくりとして、例えば、子どもについては、36ページの一番下に「■ 特別支援教育における子どもの遊ぶ機会の創出」、あるいは、44ページの働く世代のスポーツの一番下「■ 障害者スポーツ団体活動の支援」等、折々の箇所では触れている。スポーツ環境面では、61ページの「施策の柱 III スポーツ活動を支えるための環境づくりの充実」の「基本方向 4 指導員等の育成と連携」の最後に「■ 障害者スポーツ指導員の養成講習会の開催」を掲げ、健常者、障害者ともに取り組めるスポーツ施策を記載している。

遠藤委員 本県には、車いすバスケットボールの「宮城マックス」のように全国を舞台に活躍しているチームもあり、競技スポーツの面で非常に優れた競技力を持つ団体もある。競技力向上も大事な要素ではあるが、生涯スポーツに普段取り組めるような場がまだまだ少なく、門戸が狭いと印象を持っているので、その創出にも取り組んでいただきたい。

スポーツ健康課長 77ページに、今後のアクションプランとして、進行計画と合わせた計画推進における役割分担を記載している。ここでは「障害者スポーツ協会」の役割を掲げており、これら関係団体との協議も踏まえた上で、今後発表するアクションプラン等の中で、具体的な施策を示していきたいと考えている。

遠藤委員 77ページの関連となるが、中段以降の「(4) 幼稚園、保育所、小・中・高校、大学の役割」中に、支援学校が抜けているので追加していただきたい。

教育長 各委員から多くの御意見を頂戴した。ただ今、遠藤委員からは30ページの全体の構造図に関する御意見も頂戴したところである。その環境づくりの部分が全ての土台となり、健常者、障害者にかかわらず、生涯スポーツに取り組める環境づくりを推進していくことが我々の責任であると考えている。それは、大変重要な視点であり、できる項目から取り組んでいくこととなるが、時間を必要とする部分でもあるため、各委員の御意見も踏まえながら、一つずつ着手してまいりたいと考えている。

青木委員 もう一点伺いたい。ゴルフ場利用税について、その税収を把握していれば説明いただきたい。教育面では生涯スポーツを推進しているが、その一方で、スポーツに課税することは、その推進の障害となるのではないか。スポーツ推進の観点から、ある程度の減税等をした上で、そのような活動を推進していくことも必要ではないかと思う。どれほどの歳入があり、どのような事業に使われているのか。

スポーツ健康課長  
伊藤委員

具体的な資料等が手元にないため、確認した上で、後ほど回答したい。

三点伺いたい。この計画案における表現に「大学との連携」がある。例えば35ページの一番下の「■ 各種大会、スポーツ教室の充実」では、「県は、大学と連携し…」と記載されており、この表現が数カ所出てくる。その大学の範囲であるが、一般的には宮城県内の大学との連携を想定していると思うが、その解釈で良いのか、あるいは、もう少し範囲を広めることとして他県等の大学も含めていくのか。

二点目は、国民体育大会における宮城県の総合順位は、宮城国体から10位台で推移しているものと思われるが、この計画にも記載されているように、過去に選手であった方々が指導者として活躍しているが、今後は、若い世代の方々が指導者として発掘し、育成していくことも必要であると思う。そのためには、ジュニアアスリートの発掘や育成にも力を入れていく必要もあると思うが、例えば、県内の高校で活躍した後、大学等で全国レベルの成績を残した方々が宮城県教員を希望した場合、積極的に採用することができないのか。現在の教員の応募状況は分からないが、そのような方が応募しているのか、または、応募しているが採用まで至っていないなど、最近の傾向や採用状況を教えてほしい。

最後に、このスポーツ推進計画を11月県議会に提案する予定とのことだが、その議決後は、おそらく県教委のホームページ等に掲載し、広く周知していくものと思う。その際、この資料をそのままホームページに掲載した場合には、県民等の読み手側の方々が、とても苦勞すると思う。その見せ方について工夫いただき、この計画が多くの方に御理解され、具体のアクションプランへの反映等、県民の創意を上げて、取り組んでいけるような周知方法に努めてほしい。

スポーツ健康課長

まず、一つ目の大学との連携であるが、72ページの「施策の柱 III スポーツ活動を支えるための環境づくりの充実」の「基本方向 11 プロスポーツや企業・大学と地域スポーツの好循環」で、プロスポーツや企業・大学との連携を掲げている。その「現状と課題」の中では、「県内には多くのプロスポーツの本拠地があり…」、「大学や専門学校も多く、体育分野に特化している大学もあり…」と記載しているように、ここでは本県のスポーツ推進計画であることを意識し、県内の大学をイメージした内容としている。まずは、県内にある教育資産と連携し、その資産も活用することにより、スポーツの推進に取り組んでいくことを考えている。

二つ目の宮城国体からの競技力について、これまでは10位台を維持していたところであるが、昨年度20位、今年度は25位と、総合順位を下げている状況にある。50ページから53ページに競技力の向上を掲げており、今後、その具体的な方法等を検討してまいりたい。

教職員課長

教員の任用であるが、ジュニア時代に活躍した方々の教員採用選考への応募や採用状況の資料は手元にないが、参考として、中学校、高等学校の保健体育で任用した教員の状況を申し上げる。昨年度実施した採用試験（本年度4月採用者）では、受験者466名に対し合格者35名であり、極めて高い倍率となっている。その採用に当たっては、競技力の視点もあるが、教員としての資質や能力を身に付けているかが重要となるため、当然であるが、選考試験を経て合格に至ることとなる。そのため、ジュニア時代の優秀な成績だけで採用することは困難であるが、選考に際しては、そのような実績等も考慮し、試験結果及び履歴書等の情報を基に、総合的に判断した上で採用している。

スポーツ健康課長

最後の周知方法であるが、スポーツ関係団体等に対しては資料を送付することとしている。一般県民等の広い範囲に対する周知については、計画の概要版を作成の上、それをホームページに掲載して情報提供することとしている。また、県内の各学校に対しては、子ども向けのパンフレットも送付するなど、幅広く周知してまいりたい。

なお、ホームページへの掲載については、ただ今いただいた御意見も踏まえ、その周



知方法を工夫していきたいと考えている。

佐竹委員

17ページ中段の「h 運動やスポーツを今後誰と一緒にやりたいか。」について、「一人で」の項目が伸びている。その伸びに関しては、ウォーキングや散歩等の一人で体を動かすことのできるスポーツが要因の一つとして考えられるのではないかと。

また、32ページに「散歩やウォーキング」を通じた地域の住民の方々とのコミュニティや連携、地域活動に参加することによる絆の形成等が記載されているが、一人で行動することのできる運動を通じた地域との連携等について、どのような考え方を基に進めていくのか説明いただきたい。地域力、地域参加、地域との絆を考えた際に、一人で楽しむスポーツではなく、多数の方が参加して楽しむことを考える必要があると思う。誰もが年老いていく状況にある中で、一人の競技に目を向け、他の人から離れていくことは、どんどん孤立する方向に進んでしまうのではないかと思う。その孤立を防止するためにも、スポーツを介してのコミュニティ形成や絆の構築に努めるべきであると思う。

スポーツ健康課長

「一人で」の項目が伸びていることについては、現在の社会情勢における仕事をしながらの運動や高齢者の状況等が要因となっているものと考えられる。また、地域の連携については、今回の震災の教訓として、スポーツの役割が、地域コミュニティの形成の一つの手掛かりになると考えており、55ページの「施策の柱 III スポーツ活動を支えるための環境づくりの充実」の「基本方向 1 地域のスポーツ環境の充実」、58ページの「基本方向 3 総合型地域スポーツクラブの創設・育成支援」に掲げているとおり、各地域におけるスポーツクラブの創設等に向けた支援にも取り組んでいきたいと考えている。

なお、総合型クラブについては、本年7月末現在で、35市町村のうち18市町に設置されているが、全35市町村の設置を目標として、地域との連携が図られるスポーツ活動を推進していきたい。併せて、毎年、7つの教育事務所管内で生涯スポーツの祭典（ヘルシースポーツ祭）を開催しているので、それらも活用しながら、地域との連携が充実するよう努めていきたい。

佐竹委員

一人のスポーツについて、スポーツや運動に取り組んだ方が良いことは当たり前であるが、孤立しない、孤立させないことが重要であり、気軽に足を運ぶことのできるスポーツクラブを創設するなど、有効的に利活用できるような環境を整えてほしい。

もう一つ伺いたいのが、60ページ等にも記載されている大学等の連携について、具体的にはどのような連携を考えているのか。

スポーツ健康課長

各大学では、多くの専門的な教育資産、知的財産を持っている。その資産等を活用させていただくことや、本県の体育分野に特化した大学等との情報提供に関する連携、各大学から、運動部門の活動への大学生の派遣等、そのような観点における連携を深めてまいりたいと考えている。

佐竹委員

これからの学校活動には、新しい体育分野のカリキュラムが取り入れられてくると思うが、どのスポーツでも危険を伴わないことはないものの、大学と連携することにより、学生が補助員・指導員として派遣され、安全・安心面に配慮した上で、その専門分野の部活動のさらなる進展が図られるものと思われる。また、その安全面に関し、学校の先生方に責任が課せられているが、大学生が高校等に入ることにより、先生方の一助として、子どもたちを見守りながら指導をサポートしていける体制が構築されれば、事故の発生も少なくなり、さらに、子どもたちにとっては良いコミュニケーションの場の創出にもつながると思う。

県内には、各スポーツの専門分野で輝かしい成績を上げている大学もあるので、その専門的な知識や技術等を提供していただき、各学校の運動能力の向上が図られることを期待したい。

スポーツ健康課長

ただ今御説明したように、運動部の活動における連携、あるいは体育的な学校行事へ

の支援等のほか、体育等の授業における連携も検討している。授業においては、教員免許のある専門の教員が当たる必要があるが、T1・T2のようなチームティーチングの導入を含め、今後、検討を重ねていきたいと考えている。

なお、別件となるが、先ほど青木委員から御指摘のあったゴルフ場利用税について、御説明させていただきたい。

平成22年度の実績であるが、本県の歳入決算額は755,193千円となっており、その70%が該当市町村に交付され、残りの30%が県の歳入となる。また、ゴルフ場の設置については、地元市町村の協力が必要であるほか、道路の整備や雨水による土砂の流出、ゴルフ場には広大な設置面積が必要であることなど、市町村行政に係る内容も多く、特に、山林等の原野が多い市町村にとっては、貴重な財源となっているようである。

委員長（委員全員に諮って）事務局案のとおり可決する。

## 11 課長報告等

### (1) 「県立学校が避難所として利用される事に係る基本的な考え方」について

(説明者：総務課長)

本年10月11日に策定した「県立学校が避難所として利用されることに係る基本的な考え方」について、御報告申し上げます。

資料は、1ページから5ページとなる。

資料1ページを御覧願いたい。この「基本的な考え方」の策定の目的は、前文に記載のとおり、「平成23年3月11日に発生した東日本大震災において地域住民等が避難した県立学校の状況等を踏まえ、県立学校が避難所として利用されることに係る本県教育委員会の基本的な考え方をまとめ、今後講ずるべき対策の方針を定めるもの」となる。

この「基本的な考え方」は、庁内に設置した学校運営支援チームの震災対応ワーキンググループにおいて、外部有識者からの助言も受け、今回の震災での各学校の対応状況等について調査・検討を行い、さらに、県立学校、市町防災担当部局、危機対策課等知事部局関係課室から意見を聞いた上で、策定している。

まず、「1 住民等の避難先としての準備等について」であるが、第一段落では、今回の震災で、市町村による避難所の指定の有無にかかわらず、多くの地域住民等が県立学校にも避難してきたことから、すべての県立学校において、地域住民等の避難を想定した訓練の実施等、一定の準備を行う必要があるとの考え方を示している。第二段落では、避難所として指定されている県立学校について、市町村と県教育委員会との間で、避難所の設置運営にかかる基本的な事項を定めた協定書を締結するなどの考え方を示しており、この「基本的な考え方」とともに、市町村と県教育委員会との間で締結する「基本協定書」の標準例を作成している。この「基本協定書」の概要については、後ほど御説明申し上げます。

次に、「2 避難所の設置・運営主体等について」であるが、第一段落から第三段落において、教職員が、今回の震災において、避難してきた住民の対応等に当たったことにより、児童生徒の安全確認等の本来の業務に支障を来したことなどの問題となった事例を踏まえ、今後は、可能な限り地域住民が自主的に避難所の開所・運営を行い得るよう、学校、市町村、地域住民の三者が連携・協力を行うことの重要性について、記載しているものである。第四段落においては、教職員が、本来果たすべき児童生徒の安全確保等に支障がない範囲で、避難所運営への支援に取り組むことを明確にしている。

2ページを御覧願いたい。「3 防災教育について」であるが、今回の震災では、児童生徒が避難所の運営等に大きく貢献した事例を踏まえ、今後も、地域防災の一翼を担う人材を育成する観点から防災教育を一層推進することを明確にしている。

次に、「4 施設整備等について」では、今回の震災において、県立学校の施設・設備や水・食糧等の備蓄が十分ではなかったことを踏まえ、防災上必要な施設・設備を整備し、水・食糧等の備蓄等を確実に進めていくことを明確にしている。

続いて、資料3ページの「災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書（宮城県教育委員

会標準例)」を御覧願いたい。まず、第1条(目的)であるが、「この協定は、災害時において甲が県立学校を避難所として利用する上での基本的事項を定める」ものとしている。第3条(校長との覚書の締結)については、県立学校を避難所として利用する市町村は、この基本協定のほか、各学校と覚書を締結するものとしているが、その覚書に記載すべき内容について規定している。次に、第4条(避難所の設置運営等)については、「基本的な考え方」で御説明した住民による自主的な避難所の開所・運営や、学校、市町村、地域住民の三者の連携・協力、教職員の役割等について規定している。次に、第5条から第7条については、避難所として利用される学校が、本来の役割である教育の場としての速やかな再開を可能とするため、避難所の開設期間、終了時の対応、光熱水費の負担原則等について規定している。

最後に、この「基本的な考え方」等に基づく今後の市町村との協議の方法等についてであるが、現在、東松島市において、東松島高等学校と石巻西高等学校を避難所に指定したいとの意向があることから、同市との協議を続けているところである。今後、覚書の締結等に係る課題等を整理した上で協定を結ぶ予定であり、これをモデルケースとして、その他の避難所となっている県立学校と市町村との協議等に生かしてまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

伊 藤 委 員 1 ページの「1 住民等の避難先としての準備等について」の3行目「指定のない県立学校においても…」とあるが、東日本大震災時の避難先として、小学校では住民等を受け入れているが、県立学校等は指定されていないこともあり、学校側は受け入れたいのに、それができない状況であったと聞いている。現時点で、避難所に指定されていない県立学校は何校あるのか。

総 務 課 長 県立高校については、75校のうち41校が避難所の指定を受けている。また、特別支援学校は、21校のうち2校がその指定を受けている。

なお、県立中学校については、指定されていない状況である。

遠 藤 委 員 特別支援学校21校のうち2校は指定を受けているとのことであるが、指定を受けていない19校については、万が一に備えた備蓄等はしているのか。

特別支援教育室長 特別支援学校については、昨年の震災時に、気仙沼支援学校で帰宅困難となった教職員・児童生徒が学校全体の6割であった。その実態に鑑み、支援学校では、各校の6割に当たる人数が3日間学校で生活できる程度の備蓄等を今年度中に整える予定である。

遠 藤 委 員 福祉避難所として指定されている学校等もあるが、災害時にその避難所に入れない場合もあり、支援学校に通っている子どもたちについては自分の学校に登校するのが一番落ち着くとの話も聞いている。指定を受けていない支援学校でも、通学している子どもたちや近隣の小中学校の特別支援学級の子どもたちを受け入れる体制を整える必要があるのではないかと思う。

総 務 課 長 県立学校が避難所の指定を受けるためには、市町村の地域防災計画において、その指定が決定される必要がある。その多くは、公民館や市町村立の小中学校を避難所として決定しているが、県立学校を活用したいとの意向を示している場合もあり、現在43校の県立高校と特別支援学校が避難所の指定を受けている。

特別支援学校については、市町村によっては福祉避難所として活用したいとの意向を示す場合もあるが、現時点では具体的な申し入れまで至っていない。その一方で、特別支援学校に在籍している児童生徒は特別な状況にあるため、そこに一般の県民の方々が避難するのは難しいのではないかと思う。福祉避難所として指定することも可能ではあるが、いずれにしても、市町村の考え方や当該支援学校の児童生徒の状況、周囲の環境等を踏まえた上で、個別に検討していく必要があると考えている。

青 木 委 員 2 ページの「4 施設整備等について」ということで、「水・食料等の備蓄等を確実に進めていく。」とあるが、どの程度の量で、何日分の備蓄を考えているのか。

総 務 課 長 各市町村において、地域住民の避難所として学校を利用する場合には、市町村が、ど

の程度の避難者が集まるのか想定した上で、食料や備品等の備蓄量を考えていく必要がある。この学校であれば100人分、あの学校は200人分といったように、各地域により事情が異なるため、各市町村において個別に判断していくこととなる。

高校教育課長 高校教育課長  
なお、帰宅困難な児童生徒に対する備蓄等については、担当課から御説明申し上げる。県立高校の備蓄については、生徒・職員の1割を帰宅困難者として想定し、昨年度末までに必要量を確保した。また、当座の目標としては、その3割に相当する人数分を確保することとしている。

青木委員 青木委員  
なお、その備蓄品については、市町村が震災等の支援で受けた水や乾パン類を県立高校にも提供いただいております。昨年度末時点における1校当たりの平均数は、カンパン等420食分、飲料水680リットル程度となっている。

青木委員 青木委員  
私もカンパンを食べたが、あまり美味しいものではないとの印象を持った。その備蓄品は賞味期限のある食料も含まれると思うが、期限の到来する食料等はどのように更新しているのか。乾パン等の処分もあると思うが、参考までに伺いたい。

高校教育課長 高校教育課長  
これまでの取扱では、水や乾パン類の賞味期限が到来する食料等については、防災教育における訓練の一環として、その期限の到達前に生徒に配付しており、その上で、十分な賞味期限のある食料等に更新している。

青木委員 青木委員  
乾パンは缶のタイプか。

高校教育課長 高校教育課長  
そのとおりである。1人あたり3缶分を想定して備蓄している。

委員 委員  
乾パンは十分に食べられる。非常時には貴重な食料である。

青木委員 青木委員  
先日、テレビ番組で自衛隊の備蓄品の缶詰を紹介していたが、缶詰であれば10年程度は備蓄できるはずである。極論とすれば、缶が膨張しない限り食べてられるのかもしれない。味は劣化すると思うが、逆に、賞味期限が短く、比較的短期間で更新する食料よりも、購入時は少々高くても期限の長い食料を備蓄することも考えてはどうか。

高校教育課長 高校教育課長  
貴重な御意見であると思うので、今後の備蓄の参考としたい。

委員 委員  
先ほど、学校の防災教育の一環で、生徒に乾パンを配付しているとの説明があったが、その際の生徒の感想はどうであったか。

高校教育課長 高校教育課長  
最近の乾パン等は改良が進んでおり、十分に食べられるものであったと思う。

スポーツ健康課長 青木委員  
避難所や備蓄品に関する御意見を頂戴しているが、この後の課長報告「(5)みやぎ学校安全基本指針について」で、防災関係にも触れる部分がある。後ほど詳しく説明するが、今回の学校防災マニュアル作成会議の部分では、避難所の運営や避難訓練の工夫等について記載している箇所もある。

今後、避難所における避難生活を想定した訓練の実施や、その訓練の一環としての備蓄品の試食等、より効果的な訓練となるよう検討していきたい。

## (2) 平成24年度公立高等学校「みやぎ学力状況調査」の結果について

(説明者：高校教育課長)

平成24年度公立高等学校「みやぎ学力状況調査」の結果について、御報告申し上げます。

資料は、6ページと別冊「みやぎ学力状況調査(概要)」となる。

資料6ページを御覧願いたい。「1」から「4」は実施概要であるが、7月上旬に県内全ての公立高等学校の2年生を対象とした国語・数学・英語3教科の学力調査と、1・2年生を対象とした意識調査を実施している。本年度から、文部科学省の復興教育支援事業に位置づけ、意識調査については、これまでの学習関係に、生活と「志教育」に関する意識調査も加えて実施し、先の震災が学力に与えた影響について調べるとともに、今後の復興と学力向上の関係等について継続的に調査することとしている。

次に、「5 学力状況調査結果の主な特徴」であるが、2年生を対象に、3教科とも基礎的・基本的な力はある程度身に付いているものの、応用力、活用力に課題があるとの例年同様の結果となった。また、正答率について、教科による変動はあるが、これは問題の難易差によるものであり、学力の上下動を示す

ものではないものと考えている。

「6 意識調査結果の主な特徴」であるが、学習面について、平日に2時間以上学習する割合は変動がないものの、毎日学習する割合は減少、授業理解度は低下している。その主な阻害要素は、テレビ、携帯電話、パソコン等に費やす時間が多すぎることにある。生活面では、概ね8割の生徒が安定的な学校生活を送っているが、集中できないなど、心に不安定要素を抱える生徒が2割おり、心配される点もある。志教育については、その3つの視点である「かかわる」「もとめる」「はたす」に関する意識について、概ね8割の生徒が良好な状況にあることが確認された。

「7 学力向上に向けた今後の取組」には、各学校・県教委の取組をまとめている。

次に、別冊の「みやぎ学力状況調査(概要)」の2ページを御覧願いたい。一番下の「図1-1 共通問題の正答率別度数分布」の状況を次の3ページにかけて示している。棒グラフが今年の分布、折れ線が昨年の分布であり、基礎・基本を中心とする選択問題Aの選択者と、活用まで幅広く見る選択問題Bの選択者の結果を合わせ、共通問題のみの分布状況を見ている。国語の成績は中央に寄っているが、数学の成績は幅広く分布し、学力差が大きくなっていることがわかる。また、次の3ページの英語については、ある程度中央に寄っている。昨年と比較すると、国語は問題の難易度が大きく変わったが分布の形は変わらず、数学、英語については、ほぼ同じ分布となった。

7ページを御覧願いたい。1年生の学習意識調査であるが、これは過去7年間の推移を示している。「図2 進路希望別の割合の推移」のグラフでは、昨年度は大学進学希望者が減少したが、本年度は震災前の割合に戻っている。一番下の「図3 授業理解度の割合の推移」であるが、「ほとんどの授業が理解できる」と「理解できる授業の方が多い」の合計ラインが順調に増加しており、昨年初めて50%を超えたものの、現在は、横ばいとなっている。

続いて、8ページ下の「図4 家庭学習時間の割合の推移」である。こちらも1時間以上の割合が増加傾向にあったものの、今年は減少に転じている。その要因は、9ページの「(8) 平日に家庭で最も時間をかけて行っていること」にあるとおり「ゲーム・インターネット」の割合が著しく増加していることが考えられる。

次に、10ページを御覧願いたい。2年生の状況であるが、1年次との比較、過去5年間の推移を示している。「図5 進路希望別の割合の推移」では、大学進学希望者の割合が1年次よりも増加している様子が見られるが、年次推移としては概ね横ばいとなっている。

次に、11ページの「図7 授業理解度の割合の推移」及び「図8 家庭学習時間の割合の推移」からは、学年進行により学習内容が難しくなることから授業理解度が下がる傾向と、本来は増加する必要がある家庭学習時間が減少してしまう傾向にあり、前年度と同様に、いわゆる「2年生の中だるみ」現象が継続しており、本県における大きな課題であると考えている。

次に、14ページを御覧願いたい。今年度から始めた「生活と『志教育』に関する意識調査の結果」であるが、用いた質問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した割合が高い順に、3つの項目にまとめたものである。「生活全般」については、概ね8割の生徒が学校生活に充実感を感じ、生活リズムも安定している様子が見られる。“★”で示した心の不安定要素を示す3つの質問に対して「当てはまる」と回答した生徒が、それぞれ2割以上いる。そのような状況について、各学校において、担任教師による個人面談及びスクールカウンセラーによるカウンセリングを行うよう、先日の校長会で指示したところである。「勉強と部活動」については、約5割の生徒が勉強に集中し、約8割の生徒が部活に集中している。学習よりも部活という生徒が多い結果となった。「『志教育』に関する意識」については、「志教育」の3つの視点のうち「かかわる」に関する質問については概ね9割、「もとめる」と「はたす」は概ね8割の生徒が達成しているとの意識がある。また、実際の学習活動への取組等は決して十分とはいえない状況であるが、意識としては、「前向きな姿勢は見られる」と考えている。一方、挑戦への意欲、情報発信、ボランティアへの関わりの3項目は低い値となっている。この意識調査については、今回の数値がベースポイントとなるため、今後、この数値が高められるよう取り組んでまいりたいと考えている。

最後に、27ページを御覧願いたい。「学力向上に向けた今後の取組」として、各学校においては、授業改善、家庭学習時間の確保、「志教育」の充実、様々な学習機会の提供、家庭との連携を進めてまいり

たいと考えている。県教育委員会としては、今回の調査を継続することにより、全県的な学力傾向の継続的な把握を行うとともに、学力向上のための県事業の継続、教員の資質向上のための各種研修会の充実等を図ってまいりたいと考えている。また、その下に「全体的な取組」を図示しており、文部科学省、家庭も含め、学校と教育委員会が連携してPDC Aサイクルを回していくこととしており、今後とも、これらの取組を継続するとともに、さらに充実させ、宮城の高校生のさらなる学力向上に努めてまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

青 木 委 員 長 この学力状況調査の対象は、1・2年生のみとなるのか。3年生は対象にしないのか。  
高 校 教 育 課 長 これまでの経緯を説明すると、県教委として、学力向上に係る施策展開の方向性を定め、平成15年度から調査を開始した。開始当初は、中学校全学年と高校1年生を対象に3教科の学力状況と意識調査を行っていたが、その実施後に、先ほど申し上げた2年生の“中だるみ”的な状況が課題として見えてきたため、平成22年度から現在の調査形式に変更し、調査を進めている状況である。

青 木 委 員 長 学力調査は2年生のみであるのか。

高 校 教 育 課 長 そのとおりである。

青 木 委 員 長 例えば、意識調査の対象を3年生まで拡大したとしても、それほどコストは変わらないのではないか。

高 校 教 育 課 長 この調査は、例年7月に実施しており、この時期に結果がまとまる。3年生を対象に調査を実施した場合、進路を具体的に定めなければならない時期であり、調査結果を生かせないまま卒業を迎えることとなる。各学校における勉強の仕方、向き合い方等、生徒に刺激を与えるためには2年生の時期に調査を実施し、3年生の教育活動につながるような取組を行う必要があると考えている。

青 木 委 員 長 高校3年生は、12月から2月までの期間に集中して勉強することも多いのではないかと思う。例えば、勉強時間が少ない、授業理解度が下がっていることなど、2年生の“中だるみ”の影響が3年生の理解度にも現れ、余計に苦しい状況になることを数字で示していく。そのような傾向があることを2年生に周知することにより、2年生の時期の学習に向かう姿勢が重要であることを意識付ける。3年生の調査結果から得られる効果も十分にあり、その結果を基に、学力向上に係る各種の対策を打ち出せるのではないか。仮に、その結果を、この時期に3年生に示したとしても、時期としては決して遅くはないと思う。

また、例えば、朝食の摂取状況と1日の勉強時間の関連等、学力の向上に複合的な要因が関係しているのかなどの分析はしているのか。

高 校 教 育 課 長 13ページ下段の「図12 朝食習慣と共通問題の正答率」に示している。

青 木 委 員 長 この結果からは、やはり朝食をとっている場合に正答率が良いことが分かる。また、睡眠時間と正答率の関係や進学希望者と正答率等、様々な分析を行った上で、教育現場に反映させることが学力の向上には必要であると思う。

教 育 長 ただ今、課長から申し上げた朝食習慣と正答率の観点では、食事をきちんと取っている場合に正答率が高くなる傾向がある。また、12ページの「図9 家庭学習時間と共通問題の正答率との関係」からは、必ずしも自宅の勉強時間に比例して正答率が高くなるものではなく、2～3時間が適当であるとの結果も出ている。そのように、全体として参考になる部分はクロス分析している。また、調査対象となる実施学年については、全学年を対象とすることが望ましいが、この調査は、特に、2年生の“中だるみ”を解消することを狙いとしており、全体的なターゲットを絞った上で実施しており、その結果を各学校にも提供している。各学校における3年生に対する具体的な取組として、就職試験や大学入試に向けて個別に指導していくため、この時期に全体の結果を示してい

る。委員御指摘のように、3年生に対する調査を実施した上で、その全体的なデータ分析を行った方が、より細かな取組につなげられることもあると思うが、現時点では各学校で個別に対応いただいている状況である。

今後、この調査を充実させ、各種の取組に反映していくべきか、頂戴した御意見も踏まえながら、さらに検討してまいりたい。その一方で、高校2年生に対する学力調査については、高校教育全体における質の保証との観点で、大変重要なものであると考えており、今後も継続して実施していきたいと考えている。

青木委員 繰り返しとなるが、3年生にも調査を実施し、2年生だけにある“中だるみ”なのか、その状況が3年生にも現れていないのか確認する必要もあると思う。そこまで踏み込んだ調査を実施することにより、必要な対策を講じていけるのではないかと思う。

高校教育課長 個別の学校ごとにできる調査であるため、今後、学校とも相談しながら、その実施方法や活用等を検討しながら進めてまいりたい。

伊藤委員 この調査結果の全体的な印象として、ゲームやインターネットに係る時間と家庭内での学習時間が、最近の傾向として顕著に現れている。以前、全国の高等学校PTA連合会の全国大会に参加した際に、学校における子どもたちの携帯電話の使用について、どのように対応しているかの事例発表があった。多くの高校生が携帯電話を持っていると思うが、県内の公立学校では、学校内における使用制限や禁止しているなどの基準があると思うが、その状況や学校の対応等について説明いただきたい。

また、先ほど青木委員から指摘のあった13ページの朝食と正答率の関係であるが、県教委のホームページでも「はやね・はやおき・あさごはん」を推奨しており、私も、朝食の摂取は非常に重要であると考えている。それに関連するが、情報提供の在り方について、最近の情報が、ホームページ上から伝わってこないとの印象があるため、提供すべき情報は、速やかに、強く打ち出していきたい。そして、「はやね・はやおき・あさごはん」の素晴らしいフレーズが、子どもたちや保護者に浸透し、緊張感を持って大切な学校生活を過ごせるよう、その周知徹底に努めていただきたい。

高校教育課長 一つ目の携帯電話の利用状況について、その活用状況や校内における使用状況等を調査しているため、次回の定例会において、その調査結果をお示ししたい。

なお、子どもたちの携帯電話の使用については、各学校では使用ルールを徹底させている。また、県立中学校では、登校後に携帯電話を預かり、子どもたちの帰宅時に返却するなど、子どもたちの発達状況に合わせた携帯電話の使用方法等を決めている。

教育企画室長 「はやね・はやおき・あさごはん」は、生活習慣の確立の中で最も大切な習慣である。県教委では、平成23年3月に「学ぶ土台づくり推進計画」を策定し、その計画の柱の一つとして「はやね・はやおき・あさごはん」を位置付け、基本的な生活習慣の定着を推進している。その計画は、平成24年度が事実上のスタート時期として事業展開しており、情報提供にも努めているところであるが、委員御指摘のとおり、やや古い情報が掲載されている部分もあるため、できるだけ最新の情報に更新していきたい。

### (3) 平成25年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について

(説明者：高校教育課長)

平成25年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について、御報告申し上げます。

資料は、7ページから8ページとなる。

資料7ページを御覧願いたい。表の一番左の列に項目、その隣の太枠は昨年度卒業生の3月末の確定値、3列目から平成25年3月卒業予定者の状況として、ほぼ中央部の太枠が9月末の内定状況を示している。また、その右側の2列は、前年の9月末の状況と、前年同期対比の増減を示している。

今年度の就職内容状況については、9月16日が試験の解禁日であるため、今回が来春卒業生の内定率

の最初の報告となる。

平成25年3月卒業予定者は(B)20,574人であり、就職内定状況は(C)の就職希望者5,067人に対して、(F)の内定者は1,667人となり、(A)の内定率は32.9%で、前年同期よりも4.2ポイント上回っている。過去の同時期における内定率が30%を超えたのは、平成20年度以来となる。

次に、(C)就職希望者の内訳であるが、県内希望者は(D)4,257人、県外希望者が(E)810人であり、希望者に対する割合は、県内84.0%、県外16.0%となり、県外希望者が前年の1,152名から342名減少となった。県内外別の就職内定率は、資料下段の概況④にあるとおり、県内が前年度比7.0ポイント増の29.7%、県外は前年度比0.8ポイント増の49.8%となっている。内定率が上昇したことについては、昨年度の後半以来、特に県内求人が増加していることと、各校での早期からの就職指導の取組が定着していることが考えられる。各学校では、9月中の第1回目の受験に力を入れており、今回の受験者数は(I)3,722名で、就職希望者に対する受験率は、概況⑧のとおり73.5%となり、前年度比で4.0ポイント増となっている。

資料8ページを御覧願いたい。上のグラフは、過去5年間の「就職内定率の推移」となるが、“○”と“●”がリーマンショック前、“□”と“■”がリーマンショック後、“△”の太線が昨年度の状況を示している。今年度の状況は“★”としているが、9月末時点ではリーマンショック前とほぼ同じ内定率であり、求人状況が高いまま推移していけば、昨年度並みの水準になるものと期待される。また、下のグラフは、「年度毎の9月末の状況の推移」として、県内外の就職内定者と未内定者数の推移を示している。今年度は、県内希望者が増加し、現時点での内定者も増加している状況にあり、また、県外希望者は、昨年度だけが例外的に多かったことも確認できた。

今後については、今回の1回目の内定状況が非常に高い数値となってことに安心せず、様々な取組を継続していく中で、内定を勝ち取っていきたいと思っている。7ページの下の方に、枠組みで示している今後の取組については、(5)就職合同面接会の開催、昨日もあったが今後は記載もとおり県内各地で展開し、就職内定を支援していきたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

青 木 委 員

来年の求人倍率はとて高くなると推測するが、地区別の求人倍率は把握しているのか。石巻地区では、求人を出しても応募する人がいない状況であるため、その情報を把握していれば教えてほしい。

高 校 教 育 課 長

求人に関する資料は手元にないため、内定状況を申し上げる。県全体で32.9%、仙台地区が30.2%、大和管内が47.6%、石巻管内が31.9%、塩釜管内が24.4%、古川管内が36.0%、大河原管内が29.4%、白石管内が51.3%、築館管内が25.8%、迫管内が38.1%、気仙沼管内が35.2%であり、県内の最高は白石の51.3%、一番低いのは塩釜の24.4%となっている。

伊 藤 委 員

資料の「今年度の主な就職支援策」については、非常に良い取組であるため、積極的に推進していただきたい。また、昨今の状況では、先ほども申し上げたが、県内の自動車関連産業や高度電子機械産業の企業進出が相次いでおり、その分野に限れば、就職機会が到来しているものと考えられる。各高校には、生徒の就職を支援する専門の教員や職員がいるのか。また、教員が就職支援を担当しているのであれば、授業を持ちながら就職指導しているはずであり、その両面から指導等した場合、力が分散してしまうのではないかと思う。就職専門として支援している教職員がいれば、積極的に企業を訪問する時間等もあり、就職内定率も高くなると思うが、現状について説明いただきたい。

高 校 教 育 課 長

就職に係る一つの支援策として、すべての高校にキャリアアドバイザーを配置している。これは、国の緊急雇用事業を活用し、過去に民間企業の人事を担当していた方や社会経験豊富なベテランの方等を登用している。また、リーマンショックの影響を受け、就職状況が落ち込んだ時期もあることから、その状況を解消するため、就職支援員10名を県単独予算で配置している。特に、就職率が落ち込んでいる学校に重点的に配置し、



今年で2年目を迎えている。そのほか、授業を持たない就職支援担当教員を10名ほど加配し、企業訪問等の作戦を立て、就職担当の教員と連携を取りながら生徒の進路指導に取り組んでいる状況である。

#### (4)「公立学校施設の非構造部材の耐震点検及び耐震対策の実施状況調査」の結果について

(説明者：施設整備課長)

「公立学校施設の非構造部材の耐震点検及び耐震対策の実施状況調査」の結果について、文部科学省から公表されたので、その概要について御報告申し上げます。

資料は、9ページから11ページとなる。

資料9ページを御覧願いたい。「1 非構造部材の耐震点検調査の概要」であるが、本調査は、平成22年度に文部科学省が作成した「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」に基づく点検の実施状況について、本年4月1日現在の状況を取りまとめたものである。調査対象は、天井材、照明器具、窓ガラス等の7項目となっている。

なお、下段の“注釈1”に記載のとおり、平成23年度から調査が実施されているが、昨年度は東日本大震災のため、被災3県(岩手・宮城・福島)は、調査が見送られていたものである。

次に、「2」の「(1)耐震点検の実施率」であるが、下段“注釈2”に記載のとおり、実施率とはガイドブックに基づく、7項目すべての点検項目について、点検を実施した学校の割合となる。その点検実施率については、小中学校は、県平均が45.3%、全国平均が66.0%、高等学校は、県平均が1.2%、全国平均が79.6%、特別支援学校は、県平均が0%、全国平均が81.6%、幼稚園は、県平均が63.6%、全国平均が62.0%となっている。

次に、「(2)耐震対策実施率」であるが、下段“注釈4”に記載のとおり、点検の結果、判明したすべての異常箇所について、何らかの対策を講じた学校の割合となる。小中学校について、点検を実施した学校に対する実施率は、県平均が61.9%、全国平均が48.5%、全学校に対する実施率は、県平均が28.0%、全国平均が32.0%となっている。幼稚園については、県平均が61.9%、全国平均が44.0%、全学校に対する対策実施率は、県平均が39.4%、全国平均が27.3%となっている。

次に、資料10ページから11ページには、県内の設置者別の小中学校、高等学校等の各施設の状況を記載している。

県教委としての今後の取組であるが、県立学校については、昨年度は東日本大震災で被災を受けた91校の災害復旧事業を最優先に実施したため、日常的な目視での点検や、災害復旧工事の中での確認、修繕等を行っているものの、ガイドブックに基づく点検は未実施となっていた。しかし、生徒・教職員の安全確保の観点からも、非構造部材の耐震対策は早急に取り組むべき課題であることから、今年度から2ヶ年をかけて、その点検を実施し、必要な対策を講じてまいることとしている。また、市町村立学校についても、できるだけ早期に耐震対策を完了させる必要があることから、本年8月に文部科学省から講師を招き、市町村職員を対象とした非構造部材の耐震化に係る新たな補助制度の説明会を開催したほか、引き続き、あらゆる機会を捉えて、強く働きかけてまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

遠 藤 委 員

「(4)点検主体」に、必要に応じて専門家の点検実施を行うことが記載されているが、専門家が見つからないために点検できなかった事例はないのか。

施 設 整 備 課 長

そのような事例はないと思う。非構造部材の点検については、例えば、体育館等の高い天井は、足場がない状態で教職員が確認することは非常に危険であり、また、目視による確認も困難であるため、そのような箇所を専門の業者に依頼し、点検している。また、それ以外の目視で確認できる箇所は、教職員等が点検している状況である。

今年度は、予算を確保しており、県立学校23校、支援学校18校について、専門業者に委託し、点検をすることとしている。また、残りの県立学校47校については、来年度の予算を確保し、点検することとしている。

## (5) みやぎ学校安全基本指針について

(説明者：スポーツ健康課長)

みやぎ学校安全基本指針について、御報告申し上げます。

資料は、12ページと別紙A3判の「概要版」及び別冊1「みやぎ学校安全基本指針」、別冊2「学校防災マニュアル作成ガイド」となる。

資料12ページを御覧願いたい。「1 策定の趣旨」であるが、県教育委員会では、震災以前は「みやぎ防災教育基本指針」を平成21年4月に策定するなど、防災教育に取り組んできた。しかし、今回、東日本大震災における津波等により、多くの幼児、児童、生徒及び教職員が犠牲となった厳しい教訓を踏まえ、今後の学校における防災教育及び防災体制の再構築に全力で取り組んでいく必要があるとの決意のもと、不測の事態に対応できる新たな指針として「みやぎ学校安全基本指針」を策定したものである。

次に、「2 策定のポイント」から「4 策定までの経緯」については、記載のとおりである。

続いて、「5 内容」であるが、指針本体は約140ページとなることから、別紙A3版のリーフレット形式の概要版により御説明申し上げます。

概要版の1ページを御覧願いたい。この指針は、全体を7章で構成しているが、東日本大震災の教訓を踏まえた新しい指針であることを考慮し、第1章の前に「永遠に語り伝えたい命のメッセージ」として、将来への決意を述べた「卒業生代表の言葉」や、児童とともに震災を経験した教職員の想いを綴った卒業式での「学校長式辞」等、東日本大震災の記憶が風化することのないよう、学校園での震災当時の状況等を掲載した。

次に、「第1章 東日本大震災」では、大震災の記録と併せて、8月の定例会で御報告した「東日本大震災における学校等の対応等における調査」の結果や学校現場の教職員の声等を整理し、その結果から見えてきた課題等を踏まえ、「後世に伝えたい8つの教訓」としてまとめている。そのうち「教訓3」として、災害に関しては「ありえない」という思いこみなどを払拭する必要があることから、避難場所の確保は具体的に複数準備し、「二次災害に対応した、二次・三次避難場所の設定・避難経路の確認」を意識することを明記した。また、「教訓5」として、災害発生時に一律に保護者へ引き渡すことが安全策とは限らないため、子どもたちや保護者の命を守るために、「保護者と引き渡しルールを事前に確認すること」などを記載している。

次に、2ページを御覧願いたい。「第2章 学校安全」では、学校安全の構成・構造を理解しやすく配列するとともに、安全教育と安全管理の両面に対して、日常の危機管理、発生時の危機管理、発生後の危機管理の三段階の危機管理による取組の必要性を示している。

続いて、「第3章 安全教育・安全管理・組織活動」では、「I 安全教育」として、「3 必ず身に付けさせたい事項と内容」の中で、安全に関する内容を児童生徒等の発達段階に応じて、いつ、どの場面で、何を教えるか、できるだけ具体的に示している。また、「III 組織活動」では、教職員の日常的な情報交換と校内研修の重要性について示し、地域連携の大切さや校内安全委員会等の設置例も記載している。

次に、「第4章 学校安全計画」では、各学校の地域の実情や状況に応じて作成することができるように、「学校安全全体計画」及び「学校安全年間計画」の策定手順を記載するとともに、校種ごとの学校安全年間計画例を示している。

次に、「第5章 評価」では、各学校等の立地条件やその他の環境を考慮し、「学校安全計画」や「防災マニュアル」等を自校化することや、防災に関する取組状況を定期的に振り返り、点検することにより、学校安全活動を充実させていくことの重要性を示している。また、具体的な取組例として、各学校で防災マニュアル等の見直しや安全教育・安全管理・組織活動の取組を検証するためのチェックリストを併せて提示している。

さらに、「第6章 心のケア」では、事件・事故災害における心のケアの重要性を踏まえ、学校の役割とポイントを示している。

最後の「第7章 学校防災マニュアル作成のポイント」では、各学校の地域の特色や特性に応じ、各学校独自のマニュアルを作成する際の留意点（作成のポイント）を明示した。

以上が、今回新たに策定した「みやぎ学校安全基本指針」の概要である。指針の冊子本体については、別冊としてお手元に配付したので、後ほど御確認願いたい。

さらに、この指針の策定に併せ、5月の定例会で報告した「学校防災マニュアル（例）」（暫定版）の内容を厳選し、それに改訂を加えた別冊2「学校防災マニュアル作成ガイド」を作成した。

最後に、資料12ページにお戻り願いたい。「6 今後の取組」であるが、各市町村教育委員会及び各学校等に本指針を配付するとともに、教育事務所・地域事務所の所在する7地区で開催する「防災主任研修会」をはじめとした各種研修会において、この指針を研修資料等として、その内容等を説明するなど、その周知・徹底を図ってまいることとしている。そして、安全教育を通して、子どもたち一人一人が、いつ、何が起こっても対応できる力を身に付けること、安全意識の内面化を図っていくことを目指し、先の震災のような犠牲者を二度と出すことのないよう、防災教育及び防災体制の再構築に全力で取り組んでまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

伊藤委員 とても重要な問題であると思う。今後の取組に関する説明があったが、この別冊資料等については、各学校や市町村教育委員会等にも配付することと思うが、一番大切なことは、その資料の活用方法である。予算の制約等も考えられるため、この資料を全教職員に配付することはできないと思うが、その内容を全教職員が把握し、今後の学校活動に役立てていくためには、ただ単に文書を添えて送付するだけでなく、校長や教頭等の管理職員が全教職員に対し必ず供覧する、あるいは、要点について説明する時間を設けるなど、確実に教職員の目に触れる機会を設けることが必要である。学校現場の教職員等の皆さんは、授業や業務等で大変忙しい日々を送っていると思うが、とても大事な内容であるため、各種の会議や研修会における情報提供、ホームページ等への掲載も含め、この資料が有効に活用されることを望んでいる。

スポーツ健康課長 委員御指摘のとおり、この指針は、作成することが目的ではなく、学校現場等に周知徹底を図った上で、学校防災に役立てていくことが重要であると考えている。県教委としては、防災主任等の研修会や11月に開催する県立学校校長会協議会への資料提供等、あらゆる機会を捉えて、この指針の内容を詳しく説明していくこととしている。さらに、この指針の電子データをホームページに掲載する予定であり、各学校の全教職員に対する周知にも努めていくこととしている。

#### (6) 平成24年度学校・幼稚園・保育所等の校庭・園庭における空間放射線線量率の測定結果について (説明者：スポーツ健康課長)

平成24年度学校・幼稚園・保育所等の校庭・園庭等における空間放射線線量率の測定結果について、御報告申し上げます。

資料は、13ページから16ページとなる。

資料13ページを御覧願いたい。東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴って放出された放射性物質の現状と経年変化を把握し、子どもの生活環境の安全を確認するため、昨年に引き続き市町村の協力をいただき、1,645施設の学校・幼稚園・保育所等の校庭・園庭等における空間放射線線量率の測定を実施した。

「1 測定期間」から「4 測定機器」については、記載のとおりである。「5 結果の概要」については、裏面の14ページを御覧願いたい。「(1) 測定結果」であるが、昨年度に比べ空間放射線線量率が大きく減少しており、①の表に記載のとおり、最大値は毎時0.38 $\mu$ Sv（マイクロシーベルト）で昨年度比50%の減少、平均値は毎時0.09 $\mu$ Svで昨年度比約30%の減少となっている。空間放射線線量率の大きな減少の理由としては、セシウム134と137の物理学的半減期とウエザリング効果によるほか、丸森町等において実施した除染の効果が表れているものと考えている。

次に、2点目として、毎時0.23 $\mu$ Sv以上となった施設は、7市町の29施設まで減少した。これ

らの施設については、各市町において、この測定後、除染を実施したり、今後、具体的に実施したりする予定としている。

資料15ページ及び16ページは、測定施設の市町村別一覧であり、15ページには市町村毎及び校種別の測定施設数を示している。また、16ページには、 $0.23\mu\text{Sv/h}$ を超えた29施設の施設名を市町別にまとめている。このうち、県教育委員会所管の県立学校については、伊具高校、角田支援学校、岩ヶ崎高校鶯沢校舎の3校であり、伊具高校、角田支援学校においては除染作業に一部着手している。また、岩ヶ崎高校鶯沢校舎については、除染に取り組むべく、9月定例県議会で補正予算案を議決いただいたところである。

さらに、各学校等の測定結果の詳細については、県ホームページ「放射能情報サイトみやぎ」において、公表されている。

なお、本調査については、来年度以降も継続して実施していく予定としている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

佐 竹 委 員 29施設で $0.23\mu\text{Sv/h}$ 以上の測定結果であったが、これは、空間放射線の測定結果であるのか。

スポーツ健康課長 そのとおりである。校庭の隅(4箇所)と中央部の計5箇所で測定し、その平均値が $0.23\mu\text{Sv/h}$ 以上となった施設が、7市町29施設であった。

なお、その測定は、小学校等が地表から0.5m、中学校と高校で地表から1mの高さで計測している。

佐 竹 委 員 既に29施設の一部では除染作業に着手しており、その線量の低下が確認できるまで作業を進めていくものと思うが、その作業時に発生する汚染土の処分はどのようにするのか。

スポーツ健康課長 除染作業により発生した汚染土等は、基本的には市町村が仮の保管場所を決定し、そこで保管することとなるが、その場所が決定されるまでの間は、それぞれの施設内で保管することとなる。例えば、県立高校では、敷地の一部を掘削し、遮水シートを敷設した上で、そこに汚染土等を詰めた土嚢袋を入れ、掘削土を埋め戻して保管することとしている。

佐 竹 委 員 その保管した土砂等は、その後埋めたままとなるのか、それとも他の場所に移すのか。結局は汚染物であり、長い期間をかければ自然に線量が下がるのかもしれないが、子どもたちには、できるだけ安全な学びの場を提供すべきであり、学校敷地内に汚染物が埋められていることは、決して好ましいことではないと思う。

スポーツ健康課長 前提として、市町村の仮保管場所が決まるまでの一時的な保管として、そのように対処するものである。先ほどの説明のとおり、学校敷地内で汚染土等を一時的に保管するとしても、土嚢袋に入れ、遮水シートで覆い、50cm程度の掘削土で埋め戻すなどの処理を行った上で保管するものであり、その場所の放射線量は相当抑えられ、基準値の $0.23\mu\text{Sv/h}$ を大幅に下回るものと考えている。

佐 竹 委 員 除染作業の実施状況について、29施設に関係する御父兄や利用者の方々等に対し、理解していただけるような説明はしているのか。学校に子どもたちを通わせている御父兄の方々が一番心配しているはずであり、学校内の汚染状況や除染作業の実施状況等を提供することが必要である。

スポーツ健康課長 県立学校では、各学校の状況等を記載した通知文書等を作成し、保護者あてに周知している。併せて、県教委のホームページでは「放射能情報サイトみやぎ」へのリンク情報を掲載するなど、情報提供に努めている。また、市町村立の小・中学校についても、県立学校と同様の対応をされているものと認識している。

佐 竹 委 員 子どもたちが、安心して安全な学舎で学べるよう努力していただきたい。

12 資料（配付のみ）

- （1）平成25年度宮城県公立高等学校入学者選抜要項について
- （2）第67回国民体育大会の結果について

13 次回教育委員会の開催日程について

委員長 次回の定例会は、平成24年11月14日（水）午後1時30分から開会する。

14 閉会 午後4時14分

平成24年11月14日

署名委員

署名委員